

# 令和 8 年 5 月 総会議事録

日 時 令和 8 年 5 月 28 日 (木)  
午前 9 時 30 分  
場 所 豊橋市役所 東 85 会議室

# 豊橋市農業委員会

1 日 時 令和8年5月28日(木)  
午前9時26分開会 午前10時07分閉会

2 場 所 豊橋市今橋町1番地  
豊橋市役所 東85会議室

## 3 議事及び報告

### (1) 議案

- 議案第 11号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 12号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 13号 農地転用許可後の事業計画変更承認願いについて
- 議案第 14号 農用地利用集積等促進計画について(利用権の設定)
- 議案第 15号 農用地利用集積等促進計画について(利用権の移転)
- 議案第 16号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 議案第 17号 相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について
- 議案第 18号 非農地証明(遊休農地)について
- 議案第 19号 地域計画の変更について
- 議案第 20号 特定農地貸付けの承認について
- 議案第 21号 令和7年度農地利用最適化活動の点検・評価について

### (2) 報告

- 報告第 1号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 報告第 2号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について(事務局長専決)
- 報告第 3号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について(事務局長専決)
- 報告第 4号 農地法第6条第1項の規定による報告確認について
- 報告第 5号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第 6号 現況証明について
- 報告第 7号 農地等の現況について執行官からの照会に対する調査結果について
- 報告第 8号 農地基本台帳の登載について

#### 4 その他

##### (1) 連絡事項

#### 5 出席委員

1 番 伊藤 和弘	2 番 岩瀬 宏二	4 番 大竹 孝夫
5 番 加藤 正雄	6 番 小林 和仁	7 番 近藤 好幸
8 番 佐野恵美子	9 番 杉浦 圭志	10 番 陶山 哲
11 番 高橋 忠道	12 番 高部 宏生	13 番 中山 信廣
14 番 夏目 静男	15 番 野口千恵子	16 番 彦坂 正志
17 番 藤城ひろみ	18 番 藤村やすよ	19 番 前田 裕子
20 番 水野 敏久	21 番 村田 佳也	22 番 村松 桂子
24 番 山崎 裕通		

#### 6 欠席委員 3 番 太田由美子 23 番 森下 秋吉

#### 7 職務のため出席した者（事務局）

農業委員会事務局 4 名

農業企画課 3 名

#### 8 議事の経過

事務局 定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会 令和 8 年 5 月総会を開会いたします。  
水野会長、よろしく願いたします。

会 長 <挨拶>

それでは、総会を始めます。

なお、「豊橋市農業委員会 総会 会議規則」第 4 条の規定により、  
私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

議 長 本日は 議席番号 3 番 太田由美子委員、同 23 番 森下秋吉委員から  
欠席の届出がありましたので、よろしくお願い致します。

出席委員は、委員総数 24 名中 22 名で過半数に達していますので、農  
業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立いたし  
ます。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員について  
は、私から 2 名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認め、  
議席番号6番 小林和仁委員、同7番 近藤好幸委員を議事録署名委員に指名します。

それでは議事に入る前に、農地法等に基づく許可案件について、14日の書類説明会及び終了後の農業委員による現地調査、21日の審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があります。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

西高師町の1筆の所有権を移転する案件は、許可要件である所有農地の全部効率利用要件を満たさなかったため、5月19日に取下願の提出がありました。

番号2番の案件について、豊橋市外の経営農地における利用状況に関して、各市町村の農業委員会より回答があり、特段問題がないことを確認しております。

その他については、変更、取下げ等はありません。

また、本日は議案のほかに、農地法第3条番号2番、6番、7番、8番の案件について、審査会での聞き取り調査の概要を配布しておりますので、併せて御精読ください。

転用関係につきましては、14日の説明会以降、取り下げ変更等はありません。それではよろしくお願ひします。

議 長 変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは、精読時間を5分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間5分)

議 長 それでは、5分経過しましたので、精読時間を終わります。

これより議事に入ります。

議 長 資料1 議案第1号

「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から9番までの9件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第1号、1ページから2ページをご覧ください。

番号1番から9番までにつきまして、書類説明会でご説明したとおり、許可基準である農地法第3条第2項各号の許可ができない項目に該

当りませんでした。申請地及び所有農地も全て問題がありませんでした。

全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

詳細につきましては議案をご覧ください。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。  
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

議長 続きまして 同じく資料1 議案第12号

「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から11番までの11件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第12号、3ページから4ページをお願いします。

番号1番から11番までの11件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、問題ないことが見込まれます。

補足説明は次のとおりです。

信用性については、番号10番は始末書が添付され是正を行う案件です。

周辺農地に係る営農条件への支障については、隣地の承諾を得た旨の記載がある案件は番号1番から8番・10番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は番号9番・11番です。

一時転用については、番号1番・4番・5番・10番が該当し、番号1番は工事用駐車場の案件で13ヶ月間、番号4番・5番は営農型太陽光の案件で

10年間、番号10番は従業員用仮設駐車場の案件で6ヶ月間の計画です。  
全て農地復元誓約書の添付があります。

詳細については、議案をご覧ください。

以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。  
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進 行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することとし、番号4番・5番・6番・7番の4件については農地法第5条第3項の規定により、愛知県農業会議の意見を付したうえ、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案を「可」として 豊橋市長に進達することに決しました。

議長 続きまして 同じく資料1 議案第13号

「農地転用許可後の事業計画変更 承認願 について」を議題といたします。番号1番から2番までの2件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第13号、5ページをお願いします。

番号1番・2番については、営農型太陽光発電設備を設置するため令和5年11月27日付けで許可を得ておりますが、許可取得後、営農に係るコストが想定より多く生じることが発覚し、資金的な問題から、営農の継続が困難となっていたところ、環境に配慮した自然エネルギー事業を行う譲受人承継者が営農者へ営農協力金を提供することで、事業継続の見込みが整ったため、発電事業者を変更し対応するものです。

番号1番・2番についてパネルの配置に軽微な変更はありますが、周辺農地の営農への支障はないことが見込まれます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進 行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

議長 続きまして 別添資料 1-2 議案第 14 号

「農用地利用集積等促進計画について（利用権の設定）」を議題といたします。

利用権設定の番号 1 番から 40 番までの 40 件を一括上程いたします。

なお、番号 26 番は杉浦委員が取締役を務める法人が譲受人での申請者のため「農業委員会等に関する法律」第 31 条第 1 項の議事参与の制限に該当いたします。

杉浦委員は関係案件のみ審議の際に一時退席をお願いします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課 はい、議長。

議長 議案第 14 号農用地利用集積等促進計画について（利用権の設定）について、説明させていただきます。

農地中間管理事業を利用した農地の利用権の設定にかかる申し出があったもののうち 6 月 30 日付契約開始分について、農用地利用集積等促進計画の作成をいたしましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、意見を願いますのでございます。

別添資料 1-2 をご覧ください。1 ページから 9 ページの農地中間管理事業におきましては、愛知県農業振興基金から担い手へ利用権を設定する案件が 40 件 98 筆 115,780.00 m<sup>2</sup>でございます。

ご意見のほどよろしく願います。

議長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

先ほど説明しましたが、議事参与の制限により番号 26 番の 1 件、それ以外の案件と 2 つに分けて審議していきたいと思えます。

まず、番号 26 番の 1 件を審議いたします。杉浦委員は退席してください。

〈杉浦委員 退席〉

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」  
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

杉浦委員は復席してください。

〈杉浦委員 復席〉

議長 続きまして、番号 26 番を除く 39 件を一括審議いたします。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

全員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議長 続きまして 同じく別添資料 1-2 議案第 15 号

「農用地利用集積等促進計画について（利用権の移転）」を議題といたします。

利用権移転の番号 1 番から 2 番までの 2 件を一括上程いたします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課 はい、議長。

議案第 15 号農用地利用集積等促進計画（利用権の移転）について、説明させていただきます。

農地中間管理事業を利用した農地の利用権の移転にかかる申し出があったものについて、農用地利用集積等促進計画の作成をいたしましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、意見をお願いするものでございます。

別添資料 1-2、10 ページの農地中間管理事業におきましては、新たな担い手に利用権を設定し、令和 8 年 6 月 30 日付で利用権が移転する案件が 2 件 6 筆、8,586.00 m<sup>2</sup>でございます。

ご意見のほどよろしくお願いたします。

議長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。  
それでは質疑に入ります。  
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議長 続きまして 資料 1 に戻り 議案第 16 号

「相続税 納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。番号 1 番から 2 番の 2 件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第 16 号 6 ページをご覧ください。

議案第 16 号は継続して相続税納税猶予を受けるため 3 年ごとの更新の証明です。

それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。

この 2 件の 3 年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。

以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。  
それでは質疑に入ります。  
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち

切ります。

これより採決に入ります。

本案については、本証明書を発行することに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって、本案はさよう決しました。

議 長 続きまして 同じく資料1 議案第17号

「相続税 納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について」を議題といたします。

番号1番の1件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第17号 7ページをご覧ください。

議案第17号は相続税の申告期限から20年を経過するため、免除にあたっての現況確認です。

それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。

この1件については、現地調査をした結果、その利用状況は、すべて農地であることを確認しました。

以上です。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、この内容を豊橋税務署に報告することを承認することに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議 長 続きまして 同じく資料1 議案第18号

「非農地証明（遊休農地）について」を議題といたします。

番号1番の1件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。  
議案第 18 号 8 ページをご覧ください。  
番号 1 番の 1 件につきましては、「豊橋市農業委員会非農地証明（遊休農地）事務処理要領」に基づき願出書が提出された土地です。  
願出地が、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かについて、要領第 4 条第 1 項の判断基準に基づき審査したところ、農地に該当しないものと考えられますので、同要領第 5 条に基づき判定をお願いするものです。  
ご審議のほど、よろしく願いたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。  
それでは質疑に入ります。  
質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。  
これより採決に入ります。本案については、原案のとおり「非農地」と証明することに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。  
よって本案は、さよう決しました。

議長 続きまして 別添資料 1-3 議案第 19 号  
「地域計画の変更について」を議題として上程いたします。  
それでは内容について、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課 はい、議長。  
議案第 19 号 地域計画の変更について説明させていただきます。別紙 1-3 をご覧ください。  
5 月 14 日の書類説明会でご説明したとおり、6 月公告分の地域計画について変更の必要が生じたので、変更について前もってご意見をお伺いするものです。  
なお、地域計画の変更については、7 地域において、合計 220 筆、225,136 m<sup>2</sup>です。  
地域計画からの除外に関する案件は、農地転用の申請に先立つ案件が 20 筆、17,871 m<sup>2</sup>、非農地証明、現況証明の発行、非農地判断に関する案件が 3 筆、547 m<sup>2</sup>、耕作者の変更に関する案件は、農地法 3 条の許可に伴う案件が 17 筆、16,733 m<sup>2</sup>、農用地利用集積等促進計画の作成に伴

う案件が 92 筆、102, 144 m<sup>2</sup>、解約による耕作者不在への変更が 88 筆、87, 841 m<sup>2</sup>です。

なお、農用地利用集積等促進計画をはじめ、農業利用を目的とした権利設定、転用等を行う場合には、地域計画の変更前にこれらの許可をすることができるかとされていることから、当該案件については既に許可等がなされていることを申し添えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。  
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議長 続きまして、資料 1 に戻り 議案第 20 号

「特定農地貸付けの承認について」を議題といたします。

番号 1 番の 1 件を上程いたします。

それでは内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第 20 号、9 ページをご覧ください。

書類説明会でご説明したとおり、農業委員の方が現地調査等を行った結果、特定農地貸付法第 3 条 3 項各号の農業委員会が承認するための要件についてすべて満たしていることを確認しています。

詳細につきましては議案をご覧ください。

ご審議のほどよろしく願いします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり承認するこ

とに決して異議ございませんか。

全 員  
議 長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり承認することに決しました。

議 長

続きまして、資料 1-4 議案第 21 号

「令和 7 年度 農地利用最適化活動の点検・評価について」を議題として上程いたします。

それでは内容について、事務局に説明を求めます。

事務局

はい議長 説明させていただきます。

最適化活動の点検・評価でございますが、国からの通知により最適化活動を行う推進委員等が自ら自己点検、評価を行い、農業委員会に提出し、結果を総会において点検評価することとしています。

資料 1-4 をご覧ください。

左から最適活動を行う日数ですが、これは、委員の皆様から提出いただいた活動記録をまとめたもので、令和 7 年度の目標である月間 11 日の達成率を記載しています。

農地の集積、遊休農地、新規参入については、皆様が直接関与の有無に関係なく、担当地区の数値が成績になっています。

次に自己の点検評価ですが、皆様から提出していただいた自己点検票の点検結果を記入したものになります。全体としての評語ですが、目標項目ごとの達成状況に応じた点数の合計点によりあらかじめ決められた評語を当てはめたものです。

総会で出された意見ですが、本日ご意見がいただければこちらに記入するものです。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員  
議 長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

議 長

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決定することに、異議ございませんか。

全 員  
議 長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議 長  
議 長

以上で本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしました。

次に報告事案について、事務局に報告を求めます。

事務局 はい、議長。報告させていただきます。 資料1 10ページをお願いします。

報告第1号の番号1番の1件については、届出者は届出の農地の権利を遺贈により取得した案件です。報告書に記載の日付で受理しました。

次に11ページをお願いします。

報告第2号の番号1番から4番までの4件、及び12ページからの報告第3号の番号1番から14ページ16番までの16件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に15ページをお願いします。

報告第4号の番号1番から5番までの5件については、農地所有適格法人からの報告です。

この報告は毎事業年度終了後3か月以内に農業委員会に提出するものです。

すべて要件を満たしていることを確認しました。

次に16ページをお願いします。

報告第5号の番号1番から18ページ1番までの18件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。

次に19ページをお願いします。

報告第6号の番号1番から4番の4件については、20年以上非農地であることの現況証明です。願い出の現況及び添付書類を審査の上、15日付けで証明を行いました。

なお、固定資産税の課税状況ですが、番号1番は宅地、2番は畑、3番は田、4番は畑及び宅地でした。

次に20ページをお願いします。

報告第7号については、名古屋地方裁判所 豊橋支部執行官からの照会です。

番号1番は、市街化区域の区画整理事業地内の土地で、登記簿地目は畑ですが現況は宅地であることから、非農地と判断し、5月20日付で回答しました。

次に21ページをお願いします。

報告第8号の番号1番から2番までの2件については、現地調査により各地区担当委員にご確認いただき、現況が農地であることを確認しましたので、5月8日付けで農地基本台帳に登載しました。

報告は以上です

議 長 報告事案については、ただ今事務局からの報告のとおりです。  
以上で、「農業委員会等に関する法律」第6条第1項に係わる議案及び報告を終了いたします。

議 長 その他、何かありませんか。  
なければ、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。  
(午前10時07分終了)

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和8年5月28日

議 長  
(会長 水野 敏久)

議事録署名者  
(議席番号6番 小林 和仁 委員)

議事録署名者  
(議席番号7番 近藤 好幸 委員)